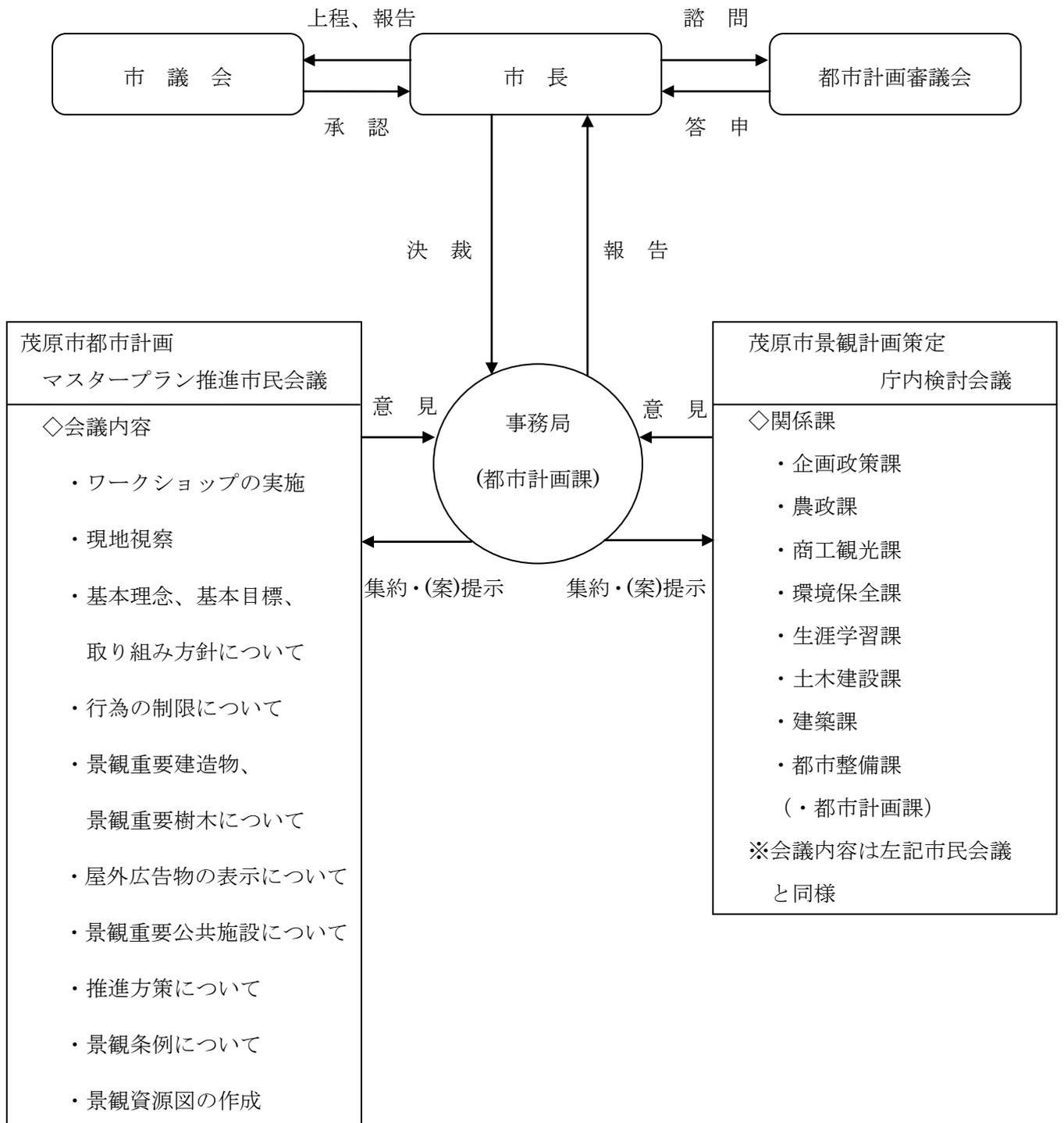


参 考 資 料

- 資料1 ・ 景観条例の制定及び景観計画の策定における検討体制
- 資料2 ・ 第2次茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議での検討
内容
・ 景観条例の制定及び景観計画の策定における会議等経過
- 資料3 ・ 第2次茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議委員名簿
- 資料4 ・ 景観計画におけるパブリックコメントの実施について
- 資料5 ・ 特性と課題の把握（市民会議ワークショップの意見）
- 資料6 ・ 広告物の掲出における例
- 資料7 ・ 色彩及び色彩基準について
- 資料8 ・ 用語解説



- 第 2 次 茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議は、平成 21 年 11 月に設置し、全 24 回の開催があり、「景観計画」の策定や「景観条例」の制定に向けて様々な検討や良好な景観の視察を行いました。検討した内容については以下のとおりです。

平成 21 年度

	項 目	検 討 内 容
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の運営について ・ 条例、規則について ・ 都市計画について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議での検討事項及びスケジュール等を決定する。 ・ 茂原市都市計画マスタープラン推進条例及び同施行規則について内容を把握する。 ・ 茂原都市計画について内容を把握する。
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画マスタープランについて ・ 景観の内容について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茂原市都市計画マスタープランの概要を把握する。 ・ 景観について説明（景観計画の策定について） ・ 県公園緑地課より他市の状況を例題として取り上げた景観に関する講義を受けた。
第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の特性と課題の整理（ワークショップ 1 回目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「茂原市の景観をどのように感じますか。」というテーマを定め、自然の景観、歴史・文化の景観、まちなかの景観、生活の景観の 4 項目に分類し検討を行う

平成 22 年度

	項 目	検 討 内 容
第 4 回 (バス 視察)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の把握（現地視察） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大多喜町の歴史的まちなみの視察 ・ 茂原市内の景観に関わる現状視察（並木道、緑ヶ丘地区(地区計画)、圏央道北インターチェンジ、交差点付近の屋外広告物、茂原公園、藻原寺等）
第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の特定と課題の整理（ワークショップ 2 回目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「茂原市の景観をどのようにしていきますか。目標・方針を定めるために、茂原市の将来について考えてみましょう！！」というテーマを定め、「活かす」、「守る」、「直す」、「創る」の 4 項目に分類し検討を行う。
第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の特性と課題の整理（ワークショップ 3 回目） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「茂原市の景観について「市民」、「事業者」、「行政」の役割は何ですか。」というテーマを定め、それぞれの立場でどのような取り組みができるか、必要かを考え、取り組み方法について検討を行う。
第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茂原市都市計画マスタープランの進捗状況について ・ 景観資源図（案）の作成について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 次、第 2 次推進市民会議の取り組み状況、各種事業の取り組み状況について把握した。 ・ 写真の掲載方法、コメント等の表記方法について検討を行う。
第 8 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源図（案）の作成について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源図（案）への景観写真の選定及びコメントについて検討を行う。
第 9 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画区域(案)の作成 ・ 目的・方針(基本理念、基本目標、基本方針)案の作成について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨、目的、位置付けの説明を行い、景観計画区域(案)について検討を行う。 ・ 目的、方針における基本理念について検討を行う。

	項 目	検 討 内 容
第 10 回	・目的・方針(基本目標・取り組み方針)案の作成について	・目的、方針における基本目標、取り組み方針について検討を行う。
第 11 回	・目的・方針(基本目標・取り組み方針)案の修正等について ・行為の制限について	・目的、方針における基本理念、基本目標、取り組み方針について修正等を行う。 ・行為の制限についての説明を行う。

平成 2 3 年度

	項 目	検 討 内 容
第 12 回	・目的・方針(基本目標・取り組み方針)案の修正等について ・推進方策について	・目的、方針における基本理念、基本目標、取り組み方針について修正等を行う。 ・推進方策についての説明をし、具体的な方策の検討を行う。(取り組み方針、景観資源図から見る良好な景観を形成するための方策)
バス視察	・景観資源図へ掲載予定の市内各所の現地視察	・景観資源図へ掲載予定の市内各所の現地視察 (・自然、歴史、文化 ・水辺 ・高台からの眺望 ・景観に配慮した運営方法 等の視察を実施)
第 13 回	・目的・方針(基本理念、基本目標、取り組み方針)案の作成について ・推進方策について	・取り組み方針の修正箇所の説明及び検討を行う。 ・各地域別の景観に対する推進方策、事務局(案)を説明し、検討を行う。
第 14 回	・推進方策について	・各地域別景観における推進方策についての検討を行う。
第 15 回	・推進方策について ・景観重要建造物、景観重要樹木について ・屋外広告物の表示について	・各地域別景観における推進方策についての検討を行う。 ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針について説明及び検討を行う。 ・屋外広告物の表示について説明及び検討を行う。
第 16 回	・推進方策について ・景観重要公共施設について ・行為の制限について	・推進方策について検討を行う。 ・景観重要公共施設の指定方針について説明及び検討を行う
第 17 回	・都市計画マスタープラン(全体構想素案)について ・推進方策について ・行為の制限について	・都市計画マスタープランの全体構想素案について説明を行う。 ・推進方策について検討を行う。 ・行為の制限における配慮事項及び届出対象行為、届出の流れについて検討を行う。
第 18 回	・都市計画マスタープランについて ・行為の制限について ・景観条例について	・都市計画マスタープランの「地区別まちづくり」、「インターチェンジ周辺まちづくり」の方針、「実現に向けた取り組み」について説明及び検討を行う。 ・行為の制限における「勧告基準」、「色彩の説明」、「変更命令基準」について説明及び検討を行う。 ・景観条例(案)について説明を行う。
第 19 回	・都市計画マスタープランについて ・景観計画(案)について	・都市計画マスタープランの概要の説明及び検討を行う。 ・景観計画(案)についての全体的な校正を行う。 (「表紙の作成」、「モバリん」の使用箇所、「写真挿入箇所」、「修正箇所」等について)

	項 目	検 討 内 容
第20回	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランについて ・景観条例（案）について ・景観計画（案）について 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランについて報告を行う。 ・景観条例（案）について全体的な説明及び検討を行う。 ・景観計画（案）について全体的な説明及び検討を行う。
第21回	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源図の作成について 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源図（案）の説明及び検討を行う。
第22回	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例（案）及び景観計画（案）のパブリックコメント実施結果について ・景観計画について ・景観計画の表紙について 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに対する市の考え方について説明を行う。 ・都市計画審議会へ諮問し、答申を受けた内容について説明を行う。 ・景観計画の表紙について説明及び検討を行う。
第23回	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例及び景観計画について ・茂原市景観資源図について 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに対する市の考え方について説明を行う。 ・景観条例の施行期日、経過措置について説明を行う。 ・茂原市景観資源図について説明及び検討を行う。
第24回	<ul style="list-style-type: none"> ・総 括 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画、景観条例及び景観計画等に関する総括を行う。

景観条例の制定及び景観計画の策定における会議等経過

第2次茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議				景観計画策定庁内検討会議		市議会、都市計画審議会等		
開催月	回数	内 容（日程）		回数	内 容（日程）		内 容（日程）	
平成21年度	11月	1	現状把握 現状整理 課題抽出	都市計画・景観についての研究会（11/13）			都市計画審議会に景観行政団体へ移行する旨を報告（10/1）	
	1月	2		都市計画・景観についての研究会（1/20）			全員協議会 景観行政団体へ移行する旨の報告	
	2月	3		1回：景観の特性と課題の整理（ワークショップ）（2/17）				
平成22年4月1日 景観行政団体へ移行								
平成22年度	4月	4	現状把握 現状整理 課題抽出	視察実施（4/21）				
	5月	5		2回：景観の特性と課題の整理（ワークショップ）（5/26）				
	7月	6		3回：景観の特性と課題の整理（ワークショップ）（7/21）				
	8月	7		市内の景観資源の把握（8/17）				
	10月	8		市内の景観資源の把握（10/20）			市議会建設委員会視察（10/27、28） （群馬県高崎市、茨川市）	
	11月	9	景観計画区域 目的・方針	・景観計画区域（案）（11/17） ・目的・方針（基本理念・基本目標・基本方針）について			都市計画審議会に景観行政団体へ移行した旨を報告（11/1）	
	1月	10	目的・方針 行為の制限	目的・方針（基本理念・基本目標・基本方針）について（1/19）				
	2月	11		・目的・方針（基本理念・基本目標・基本方針）（2/22） ・行為の制限について検討		1	景観についての研究会（2/8）	
	3月					2	行為の制限について（3/29）	
平成23年度	4月	12	目的・方針 推進方策について	・目的・方針（基本理念・基本目標・基本方針）（4/20） ・推進方策について				
	5月					3	・基本理念、基本目標（5/10） ・取り組み方針について ・行為の制限について	
	6月	視察	視察	バス視察（6/2）				
	7月	13	目的・方針 推進方策について	・目的・方針（基本理念・基本目標・基本方針）（6/8） ・推進方策について				
	8月	14		推進方策について（7/20）				
	8月	15	景観重要建造物 景観重要樹木 屋外広告物	・景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 について（8/24） ・屋外広告物の表示について		4	・取り組み方針について（8/4） ・推進方策について	
	9月					5	・景観重要建造物、 景観重要樹木について（9/2） ・屋外広告物に関する 事項について	
	10月	16	推進方策 景観重要公 共施設	・推進方策、景観重要公共施設について（10/19） ・行為の制限について			市議会建設委員会視察（10/26、27） （静岡県袋井市、浜松市）	
	11月	17	行為の制限	行為の制限について（11/18）				
	12月					6	・推進方策について（12/12） ・景観重要公共施設について ・行為の制限について	
	1月	18	行為の制限 景観条例	・行為の制限について（1/18） ・景観条例（案）について		7	・行為の制限について（1/30） ・景観条例について	
	2月	19	景観計画 （案）	景観計画（案）の校正（2/16）		8	・景観計画（案）について（2/21）	
	3月					9	・景観条例（案）について（3/16）	
平成24年度	4月	20	景観条例（案） 景観計画（案）	・景観条例（案）の校正（4/25） ・景観計画（案）の校正		10	・景観計画（案）について（4/26） ・景観条例（案）について	
	5月	21	景観条例（案） 景観計画（案） 景観資源図	景観資源図の作成（5/16）		11	・景観資源図について（5/23）	
	6月					12	・パブリックコメントについて（6/27） 市議会報告（全員協議会）（6/6） 都市計画審議会意見交換会（6/26）	
	7月	22	景観条例 景観計画	都市計画審議会の諮問、答申をうけての報告 （7/18）		13	・景観条例について（7/31） ・景観計画について	
	8月	23	景観条例 景観計画	景観資源図について （8/22）		14	・景観資源図について（8/23）	
	9月						景観条例市議会上程（9/5～20）	
	10月	24	景観計画 景観条例決定	・景観条例の制定、景観計画の策定 報告（10/17） ・第2次推進市民会議における総括			景観条例公布、景観計画策定 （10/1）	
平成24年度 10月				景観計画の告示・縦覧				
平成25年度				平成25年4月1日 景観条例の施行、景観計画の適用				

第2次茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議委員名簿

氏名	役職等	備考
学識経験を有する者		
愛敬 庄栄	関係団体等の推薦（農業）	
河野 通貞	関係団体等の推薦（商業）	
麻生 正視	関係団体等の推薦（観光）	
大原 亘	都市計画マスタープラン推進条例検討市民会議 会長歴任 都市計画マスタープラン推進市民会議会長	
千村 文彦	他市都市計画審議会委員 歴任	
市 民 等		
露崎 皓久	自治会長連合会推薦	
川崎 功		
小川 澄夫		
西條 博光		
木村 一義		(平成 22 年 6 月 30 日まで)
内海 京隆		(平成 22 年 7 月 1 日から)
小路 紀光	一 般 公 募	
河野 光枝		
中村 妃佐子		
二階堂 高史		
根本 孝之		
保川 和弘		
伊藤 純子		(平成 22 年 12 月 31 日まで)
佐藤 勝利		(平成 23 年 1 月 1 日から)
市 の 職 員		
岡田 公一	経済環境部農政課	(平成 22 年 3 月 31 日まで)
高貴 敦		(平成 22 年 4 月 1 日から)
宮川 公雄	経済環境部商工観光課	(平成 22 年 12 月 31 日まで)
深山 和利		(平成 23 年 1 月 1 日から)
津田 芳男	教育委員会生涯学習課	(平成 22 年 3 月 31 日まで)
阿井 俊昌		(平成 22 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで)
岸波 宗岳		(平成 24 年 4 月 1 日から)

資料 4

景観計画におけるパブリックコメントの実施について

◆意見等の募集期間：平成24年5月1日（火）～5月31日（木）

◆意見等の受付人数及び件数：2人（男性2人）12件
（提出方法の内訳：持参1人、電子メール1人）

※対応区分
A：計画に反映する
B：計画を実施する上で参考とする
（取り組み内容の充実を図る）
C：計画に反映しない
D：その他（要望・意見・感想等）
E：既に、計画に反映している

番号	提出いただいた意見等の概要	対応区分	市の考え方
1	茂原七夕まつりも開催されている、茂原駅前を中心とした地域を「景観形成推進地区」に指定し、明るいまちなみ形成に資する事業を展開する。	B	茂原駅前周辺を「景観形成推進地区」に指定する件につきましては、現在、茂原駅前通り地区土地区画整理事業を実施していることもあり、すぐに指定することは難しいと考えますが、今後、他の地域等も考慮しながら指定の検討に努めてまいります。
2	里山、田園などを管理する後継者が不足している現状がある。森林や農地については、関係機関と連携した事業実施が必要と考える。	B	里山、田園の保全は、良好な景観の形成に必要な不可欠なものと考えております。本計画（案）第2章良好な景観の形成に関する方針の中で、①自然・歴史・文化の「里山を中心に広がる田園、水辺を守り、育て、緑と水と人の憩いのまちを構築する」としておりますので、③次世代への引き継ぎ・担い手育成と関連付けながら、関係機関と連携した取り組みに努めてまいります。
3	市民意見を多く取り入れ、改善につなげるため、「市民から景観改善に関する意見を受け付ける場を常設する」ことを提案する。これにより、課題の把握における調査コストを削減するとともに、改善がスピーディーになり、意見の量を比較することにより課題ごとの重要度の把握も可能となると考える。	B	茂原市の景観行政を担う担当課は本課（都市計画課）となりますので、意見を受け付ける場に関しましては、担当課で対応が可能であると考えます。 なお、意見集約等につきましては、必要に応じて、市民会議で検討してまいります。

番号	提出いただいた意見等の概要	対応区分	市の考え方
4	戸建住宅の周辺道路は、ほぼきれいに整備されているが、事業者の土地の周辺に、美観未整備な場所が多いと感じる。	B	本計画（案）第7章推進方策の中で、各地域において市民・事業者・市のそれぞれが主体性をもつとともに、地域の魅力的な景観を形成するうえで、特色のある手作りの景観づくりに向け連携・協働していくことが大切であるとしております。このような観点から、今後、良好な景観を創出するよう、市民や事業者に対して周知を図ってまいります。
5	道路敷の縁石や車道と歩道橋に堆積する土砂の撤去を行う取り組みを施策に盛り込んでもらいたい。	D	道路敷の縁石や車道と歩道橋に堆積する土砂については、美観を損ねることも考えられますが、道路管理の観点から道路管理担当部署での対応となります。
6	商業用として、道路敷が占有されている箇所があるが、その管理体制について盛り込んでもらいたい。	D	道路敷の占有については、景観を損ねることも考えられますが、道路管理の観点から道路管理担当部署での対応となります。
7	土地陥没の危機状態にある場所があるため、早期の対策を望みます。	D	土地陥没の危険性がある場所については、安全性の観点から早期の対応が必要と考えます。関係する部署から所有者などに対して、今後も引き続き、指導等を行ってまいります。
8	茂原市の顔である中心市街地に使用不能の自動車や屋根瓦が落下した無住の民家等があるが、その撤去についても関連部署との調整により良好な景観の形成を望みます。	D	使用不能となっている自動車の撤去については、置き去りとなっている場所が民地の場合は、市は関与できません。道路等の公共施設の場合は、施設管理者が、法的手続きを取り対応することとなります。また、廃屋については、敷地の荒廃を伴っている場合が多く、景観だけでなく、防災、防犯、環境衛生などの問題を包含しているため、庁内関係課で内容に応じた対応に努めてまいります。
9	自然系地域、居住地、生活道路に隣接している場所において、廃業などによる産業廃棄物が放置されたままになっている。また、看板などの規制、改善命令等の条例の整備や市民からの通報ルールなどの体制が不十分ではないか。	D	景観法の規定では、建築物、工作物、開発行為等のゆるやかな規制、誘導はできますが、産業廃棄物の放置に対する規定はありません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業活動などから生じる産業廃棄物については、関係する部署より指導を行うこととなります。また、看板等については関係法令により、一定基準のものについては、許可申請等が必要となっており、規制・誘導を行っております。市民からの申し出に対しましては、関係する部署での対応に努めてまいります。

番号	提出いただいた意見等の概要	対応区分	市の考え方
10	道路工事の品質が低く、景観と歩行の安全を損ねている。管理や検査の体制が不十分と感じる。	D	景観法には、工事に対する業務品質の管理基準等の責任に対する事項の規定がなく、茂原市景観計画で規定することは難しいと考えます。景観の観点よりも安全上の問題を最優先として考え、関係する部署との協議に努めてまいります。
11	選挙看板等は、良好な景観の形成を阻害する要因となっているものもあり、景観形成を意識した設置をするような指導ができないか。	E	選挙看板については、千葉県屋外広告物条例の規定により、公職選挙法に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する広告物等は、設置許可の適用除外となっておりますが、良好な景観の形成の観点から本計画（案）第5章の屋外広告物の表示及び掲出に関する指針に配慮するようお願いしてまいります。
12	高齢者に対しても魅力的な景観の形成を図っていく上で、地域住民の協力体制が必要ではないか。	E	本計画（案）の第7章推進方策において、良好な景観の形成に向け市民・事業者・市が協働して行っていく「地域住民の協力体制」も掲げておりますので、計画には反映していると考えます。

茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議（ワークショップ）

（開催日：1回目 平成22年2月17日）

テーマ：「茂原市の景観をどのように感じますか」

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 自然の景観 | 2. 歴史・文化の景観 |
| 3. まちなかの景観 | 4. 生活の景観 |

○ワークショップでの意見

1. 自然の景観

良い景観 (残す・伸ばす)	・田園	緑の田園	黄金色の田園
	・丘陵	湖畔(水辺：八幡湖、八田堰)	自然林の保護
	・神社等	橘樹神社の自然林	
	・河川	一宮川、豊田川の桜並木	
	・公園	茂原公園の桜並木	富士見公園のいちよう並木
	・レクリエーション施設	レイクウッズガーデン - ひめはるの里 -	牡丹園、あじさい屋敷、つつじ園
	・気候	温暖	
改善したい景観	・田園	休耕田の有効利用	市の花(コスモス)の植え付け
	・農地保全	土地利用転換地(農地⇔開発)	ホタル、ザリガニがいなくなった
	・丘陵	自然林の保護(森、林の管理)	
	・河川	法面につくゴミの処理	水質汚濁、調節池の有効活用
	・水と緑のネットワーク	遊歩道の両側の草等の管理	

2. 歴史・文化の景観

良い景観 (残す・伸ばす)	・ 伝統文化	七夕祭りの継承	
	・ 歴史的公園	東部台の広島公園	
	・ 神社等	藻原寺と桜の風景	蓮福寺の大公孫樹
		橘樹神社	鷲山寺
		神輿(・橘樹神社 ・茂原八幡神社、高師八幡神社)	門前町
	・ 文化資源	荻生徂徠勉学の地	本納城址
		美術館	
・ 天然記念物関連	ヒメハルゼミの保護 (ボランティアによる周辺環境保全)	ミヤコタナゴの保護 (ボランティアによる周辺環境保全)	
改善したい景観	・ レクリエーション施設	案内板設置	雰囲気づくり
	・ 郷土芸能	郷土芸能の掘り起こし	
	・ 神社等	「鎮守の森」	札所コース作り(マップ作り)
	・ 全 体	認知度が低い	市民への周知の推進

3. まちなかの景観

良い景観 (残す・伸ばす)	・ 緑の風景	緑道 (散歩道、遊歩道)	大規模な緑のスポット公園(茂原公園)
	・ 市街地	電線地中化	門前町としてのまちなみ
		フラワーラック	
	・ 商業地	国道 128 号沿道の商業活力	フラワーラック
	・ 工 業	工場群(日立、関東天然ガス等)	ガス、ヨード
	・ 河 川	豊田川ー茂原公園の桜見物	
	・ 公 園	茂原公園	
・ ランドマーク	市役所		
改善したい景観	・ 商業地	国道 128 号沿道が不統一	街路樹の一体化
		空き店舗の有効活用	空地が多い
		郊外への大型店の出店に伴い 駅周辺の商店街が閑散としている	七夕祭りの際は賑わうが、それ以降は閑散としている
	・ 全 体	狭くてガタガタの歩道がある	特徴がない

4. 生活の景観

良い景観 (残す・伸ばす)	・田舎の原風景 <small>げんふうけい</small>	都会に近い田舎	ホタル
		小学校の音(プール、鼓笛)	
	・農産物	本納ネギ農地	イチゴ園
		六斎市	
	・地区計画	統一された緑ヶ丘のまちなみ	
	・工業	茂原工業団地	
	・河川	阿久川のメダカ	一宮川の遊歩道
	・公園	生活の一部となっている 茂原公園	
・イベント	七夕祭り		
改善したい景観	・田舎の原風景 <small>げんふうけい</small>	農村風景	
	・道路	街路樹の落ち葉	街灯(防犯灯の設置)
		道路をふさぐ雑木林	道路の草刈り
・全体	景観を阻害する看板の撤去	「井戸端会議」が無くなった	

茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議（ワークショップ）

（開催日：2回目 平成22年5月26日）

テーマ：「茂原市の景観をどのようにしていきますか。目標・方針

を定めるために、茂原市の将来について考えてみましょう！！

・①「活かす」 ②「守る」 ③「直す」 ④「創る」

○ワークショップでの意見

① 「活かす」		② 「守る」	
・田園	田園風景	・丘陵	森林保護
	農地の活用		六斎市の活性化
・水辺	八幡湖の自然	・まちなか	古い建物、店舗
・神社等	藻原寺の門前町としてのまちなみ		昌平町、本町通りの門前町のまちなみ
・文化財	ヒメハルゼミ発生地 (国指定:天然記念物)	・工業	化学の街（ガス、ヨード）
・公園、 河川	河川敷の桜並木	・神社等	橘樹神社と行事
	河川敷と遊歩道を軸にした景観形成 (市民の多くが安全に利用している) (歩きながら周辺の景観を楽しむ)		藻原寺を中心とした行事
	茂原公園の桜から一宮川、豊田川への桜並木の流れ		寺(歴史ある)
	道表山の桜	・文化財	茂原市の伝統文化を守るよう地域全体で取り組む(伝統文化の継承)
・レクリエーション 施設	牡丹園、あじさい屋敷		名所、旧跡の案内板整備
	花巡り(桜、あじさい、コスモス、牡丹、菜の花、つつじ)	ヒメハルゼミ、ミヤマゴビ生息地の保護	
	レイクウッズガーデン-ひめはるの里- (人間と犬との共存)	指定文化財の保護	
・観光資源	観光資源の有効活用	・公園、 河川	河川の桜並木
	茂原公園を中心とした桜見学コース (マップ作り)		茂原公園
	サイクリングコース作成	・レクリエーション 施設	河川、主要道路の草刈等の環境保全 (住民の協力体制づくり)
	名所・旧跡のPR	・イベント	牡丹園、あじさい屋敷
	景観資源を活かし、点と点を線で結ぶ		七夕祭りの継続
			住民参加の祭り

③ 「直す」		④ 「創る」	
・田園等	空地、遊休地の活用	・田園等	都市部と農村部を楽しめる (ホテル、農業体験)
	荒れた休耕田を緑の農地にする	・まちなか	市街地の活性化
	生け垣の推進		昌平町、本町、榎町のまちなみ形成
農地の活用	六斎市の活性化		
・丘陵	里山の環境保全の方法		歩道や交差点の空地に花を植える (市民中心での栽培、育成)
・まちなか	フラワーラック	・商工業	産業の誘致
	花の通りのメンテナンス		農業振興とブランド化の推進
	電線の地中化		日本を代表するものづくり工場 (日立、沢井製薬、関東天然ガス等)
・商業	景観阻害要素のある看板整備	・神社等	藻原寺からの念仏通り
	空き店舗		藻原寺を中心とした行事
	商店街の復活		歴史的由来と門前町(昌平町)としての街づくり
・神社等	「鎮守の森」が荒れ気味	・文化	大木めぐり(マップ作り)
・文化	名所、旧跡の出入り口等の環境整備		美術館の有効活用(喫茶室の新設)
・公園、 河川	河川敷の桜並木(老木→若木)	・伝統文化	指定文化財の保護
	一宮川沿いの桜の剪定	・道路	伝統文化の継承
	市民が憩う川辺にする	・レクリエーション 施設	圏央道と自然のマッチング
	河川敷と遊歩道を軸にした景観形成 (市民の多くが安全に利用する) (歩きながら周辺の景観を楽しむ)	・駅及び駅前	牡丹園、あじさい屋敷等のマップ、 スタンプの作成
・道路	道路の草刈、ゴミ散乱対策	・イベント	駅前草花
	街灯の統一		景観を活かしたイベントの開催
	街路樹の根が歩道を壊している		観光客の誘致
・レクリエーション 施設	ひめはるの里(運営に市民意見を入れる)		七夕祭りでのコスプレイベント開催 (インターネットで全国から募集)
	牡丹園、あじさい屋敷		茂原市のキャラクター製作 (景観のイベント時に使用)
・イベント	七夕祭りの活性化	・全体	緑化と地域の管理体制
・全体	景観の点と点に連続性をもたせて線とする		茂原市の案内板のシンボル化
	景観としてのゾーニング(統一性)		景観としてのゾーニング(統一性)
	緑化の推進とエコ	景観資源図の作成	

茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議（ワークショップ）

（開催日：3回目 平成22年7月21日）

テーマ：「茂原市の景観について「市民」、「事業者」、「行政」
の役割は何ですか」

「市民」

どのような取り組みができるか	どのような取り組みが必要か
・ゴミ出しルールの遵守徹底	・まちづくり活動組織の体制づくり
・コンクリートから緑化へ(生け垣の推進と助成)	・ボランティア活動の取り組み(清掃、草刈り)
・並木道、埴マスの植生(活用)	・環境ボランティアへの参加と育成
・いちよう並木 ⇒ 落ち葉の清掃	・地域の学校でのボランティア活動
・公園、川、道路のゴミ拾い	・美化(近隣と共同で定期的な清掃)
・草刈り作業への参加	・河川敷の遊歩道等への不法投棄(ホイ捨て)の再認識
・定期的なボランティア(桜、河川敷清掃)	・桜並木の住民による剪定等のお手入れ
・庭に花を植える	・世代を超えた景観への意見交流
・コスモス畑への種まき ⇒ 地域で育てる	・老人会等を中心に花の育て方をレクチャーする
・自治会で景観行政の周知を行い、住民に十分理解してもらう	・自治会による地域の草刈り等の清掃活動(遊歩道、公園、道路、下水等)
	・神社の行事への参加
	・歴史、文化の次世代へ継承
	・文化財、遺跡の保存及び整備
	・郷土芸能の保存と後継者の育成
	・イベント等の企画や参加(コスモス祭り、ホタル祭り)
	・景観づくりへの参加意識の高揚
	・花と緑の住宅地形成(地区計画)
	・垣根や庭の美化

「事業者」

どのような取り組みができるか	どのような取り組みが必要か
・花植え、植栽	・樹木の保存
・店舗及び用地美化	・里山、森林の保全
・見学コースへの行動用自転車の準備	・農村部の景観保全
・広告塔の規制と協調	・4S活動(整理・整頓・清潔・清掃)
・丘陵住宅地(緑ヶ丘)のTV協聴設備の維持	・交差点付近の看板の規制と協力
・観光農園 ⇒ PRの拡大	・観光農園 ⇒ 観光客の勧誘
・工業団地、大企業 ⇒ 景観の維持	・空地 ⇒ 開発整備の規制
・工業団地 ⇒ 緑化、整備、植林	・看板 ⇒ 大きさ、形態、色などの配慮
・市民と意見交換を行い、行政と事業者一体となった取り組み	・地場産業のPR、会社建物、看板
	・地域清掃への協力
	・新しいまちなみ形成(国道128号沿道)
	・事業者間の連携
	・地区計画による誘導

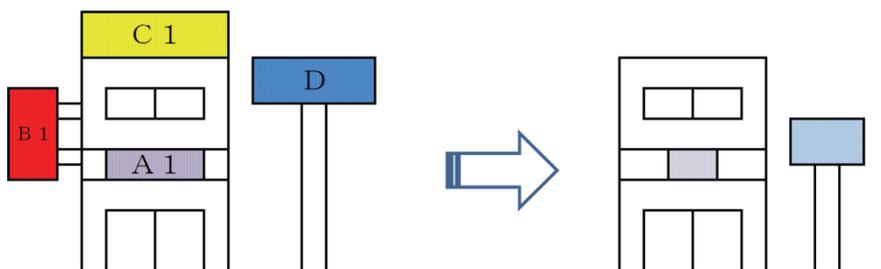
「行政」

どのような取り組みができるか	どのような取り組みが必要か
・緑化への取り組みPRと補助金制度の確立	・歴史的建造物の保存(史跡保存のルールを作成)
・文化財、郷土芸能保存への補助金の確立	・景観重要公共施設の整備(関係官公庁との連携)
・広報、ホームページによる情報の発信	・助成
・茂原公園を起点とした桜百景ルートの管理、補植	・後継者の人材の発掘や育成
・昌平町の門前町としてのまちなみ整備	・インフラを整備し、その後の方向性も明示する
・街路樹の管理	・市民、事業者、行政が一体となったシンボルツリーの建設
・遊歩道の街灯設置や植栽の維持、管理	・市民、事業者、行政のジョイント
・景観の変化の記録を撮り公表する	・市の花(コスモス)の普及と美化コンクールの実施
・景観保存地区(地域)の保全指定	・景観資源の新たな創出
・自治会等を活用した景観活動の推進	・町内単位でコンテストを行う
・市内の良好な景観の場所を周知する	・衰退した商店街 ⇒ 中心市街地の活性化
・遊歩道や河川敷を軸とした水と緑のネットワークの形成	・商店街のまちなみに看板等の規制を設ける
・景観行政についての相談窓口を開設する	・看板の大きさ、形態、色彩等の規制、誘導
・建築物の指針(まちなみ景観指針等)を作成する	・市のイメージ創り、50年、100年プランの作成
・景観意識の醸成 ⇒ 普及啓発 (景観づくりのPR、勉強会、シンポジウム等)	・景観推進、緑化推進等を指定し、まちを上げての景観活動の推進

各地域における広告物の掲出（過度なデザイン・規模・大規模）に関する配慮事項について

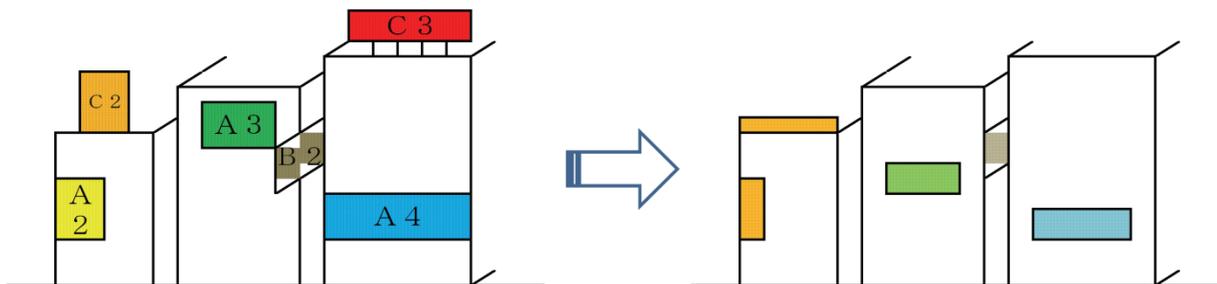
(1) ①自然系、②住宅系、③商業系、④工業系地域の外構における配慮事項

- ◆ 広告物の掲出は、過度なデザイン、規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮してできる限り品位のあるものとなるよう努める



(2) ⑦駅及び駅前周辺地域、⑧レクリエーション施設及び周辺地域の外構における配慮事項

- ◆ 広告物の掲出は、過度なデザイン、大規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮してできる限り品位のあるものとなるよう努める



千葉県屋外広告物条例における許可地域の許可基準（一部抜粋）

● 共通基準

- 1 地色に黒色又は原色を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。ただし、登録商標についてはこの限りでない。
- 2 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものでないこと。

○ 壁面利用広告物（A1、A2、A3、A4）

- ・ 1 壁面につき、壁面面積の $1/5$ 以下
- ・ 壁面から突き出し不可
- ・ 窓その他の開口部をふさがないこと（広告幕を除く）

○ 突き出し広告物（B1、B2）

- ・ 突出幅は 1m 以下
- ・ 広告物の上端は軒高以下

○ 屋上広告物（C1、C2、C3）

- ・ 壁面最大投影面積の $1/5$ 以下
- ・ 広告物の上端の高さは軒高の $5/3$ 以下（軒高の $5/3 < 10\text{m}$ の場合は、 10m 以下）
- ・ 壁面から突き出し不可

○ 独立広告板等（D）

- ・ 1 表示面積は 30m^2 以下
- ・ 上端の高さは 15m 以下

●色彩の基礎知識

一般的に色彩は、赤、青、黄などの色名で表します。色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことが難しい。

そこで、日本工業規格（J I S）に採用されている国際的な尺度である「マンセル^{ひょうしよくけい}表色系」を用います。

マンセル表色系では、一つの色彩を【色相（しきそう）】、【明度（めいど）】、【彩度（さいど）】という三つの尺度の組み合わせによって表す。

これを色彩の三属性といいます。

●色相、明度、彩度について

□色相（しきそう）

10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0～10までの組み合わせ、5Rや10YRなどのように標記する。いろあいを表します。

□明度（めいど）

あかるさを0～10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。

□彩度（さいど）

あざやかさを0～14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になります。あざやかな色ほど数値が大きく、赤の原色は14程度です。

●マンセル値の読み方について

色彩の三属性を組み合わせる記号の読み方

ご	アール	よん	の	じゅうよん
5	R	4	/	14
色	相	明	度	彩
		度		度

● 「低い彩度」、「高い彩度」について

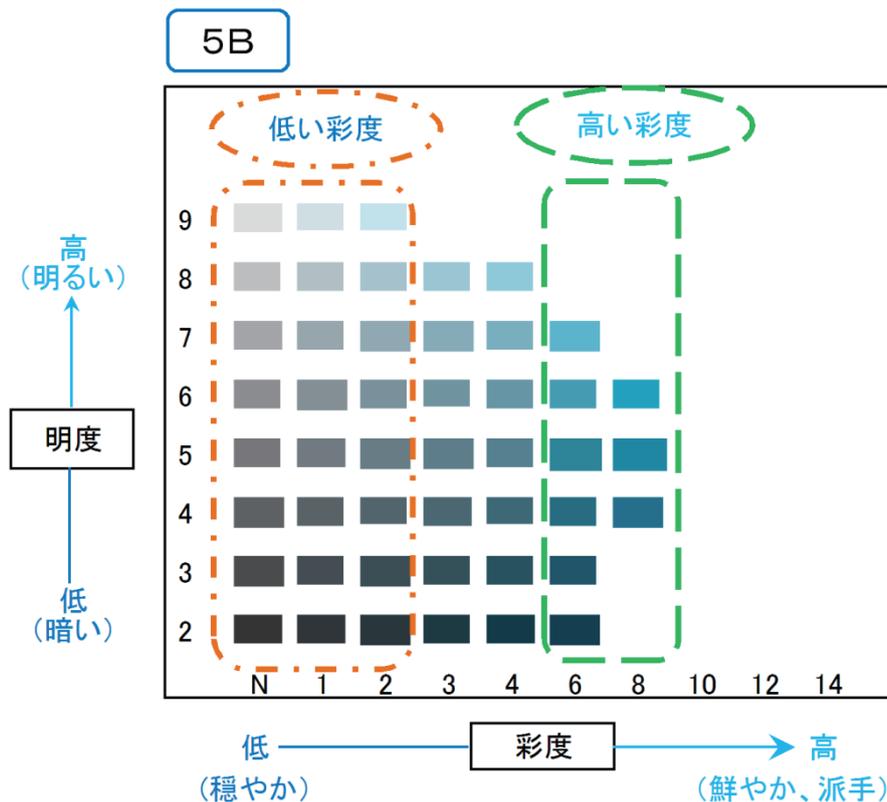
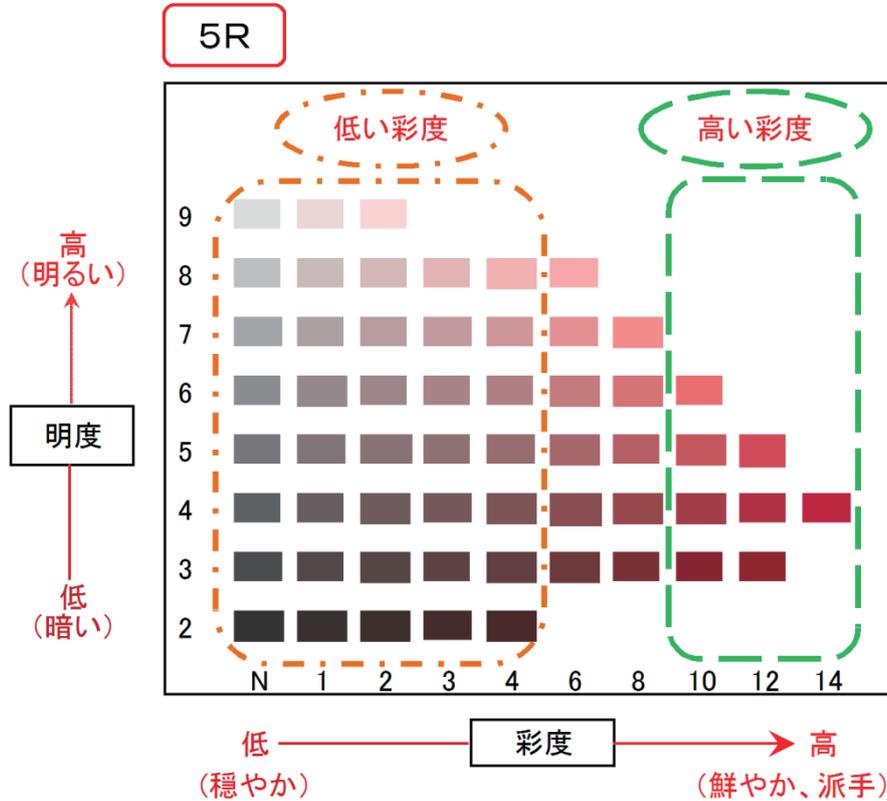
明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）を色相ごとに捉え、縦軸に明度、横軸に彩度を表します。彩度の最大数値（最高彩度）は、色相によって異なります。

（5Rの彩度の最大数値は、14。5Bの彩度の最大数値は8。）

よって、一概に「低い彩度」と「高い彩度」を数値によって表わすことは難しい。

そこで、概ねの捉え方として、彩度の幅を3つに分け、低い方の概ね1/3を「低い彩度」、高い方の概ね1/3を「高い彩度」とします。

※下表は、印刷機等の関係により実際の色合いとは異なる場合があります。



用 語	解 説
意匠	装飾、図案、デザイン。美術・工芸・工業製品などで、その形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫。
掩体壕 (えんたいごう)	掩体壕は、正式には「飛行用掩体」と呼び、戦闘機を保護し、耐弾性に優れた格納施設である。現在は、コンクリート製のものが多く残っている。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
休耕田	水稻の作付けを一時的に行わない水田。将来的には再び作付けを行う可能性がある耕作地。
協働	同じ目的のために協力して働くこと。物や現象が互いに作用し合い、また、影響を及ぼしあうこと。
景観行政団体	景観計画の策定などの景観法に基づく景観行政を担う主体。都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は県との協議により景観行政団体になることが可能。
原風景 (げんふうけい)	その人の心の奥にある懐かしさを感じる風景
耕作放棄地	過去1年間耕作が放棄され、今後数年の間に再び耕作を行う意志のない農地
里山	集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人と関わりの深い森林地域をいう
社叢 (しゃそう)	神社の森
植樹帯	専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分
シンボル	印・象徴
地区計画	都市計画法に基づく計画の一種で、建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画
伝統芸能	日本に古くからあった芸術と技能の総称
副読本 (ふくどくほん)	授業で、教科書に準じて用いられる補助的な図書
フラワーラック	駅前通り商店街を中心に据え付けられており、季節に合わせて色とりどりの草花が飾られ、周囲を和ませている

用語	解説
緑の基本計画	都市公園の整備方針、特別緑地保全地区の緑地保全や緑化地域における緑化推進に関する事項等を定めるもので、都市計画制度に基づく施設と公共施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動などを都市計画制度とは別の施策や取り組みを体系的に位置づけた緑のオープンスペースに関する総合的な施策
緑のネットワーク	(水と緑のネットワーク)。公園・緑地の整備を図ると同時に、公園を結ぶ沿道の緑化や、自然林の緑地・河川等の空間を保全し、潤いのある緑豊かな環境づくりを図ること。
遊休地	農地、住宅、駐車場など何の用途にも使用されておらず、有効的に活用されていないような土地
ランドマーク	地上の目印となり、その土地の象徴になるような建造物
六斎市 (ろくさいいち)	近世初頭、徳川家康の重臣大久保忠佐が開いたと伝えられ、約 400 年の歴史をもつ伝統的な市であり、市役所近くの昌平町通りで毎月 4 と 9 のつく日に開催されている
ワークショップ	主に、学びや創造、問題解決やトレーニングの手法として使われ、参加者が自発的に作業や発言を行える場である。近年では、住民参加型のまちづくりにおける合意形成の手法として多く用いられている。

表紙：第2次茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議の中村妃佐子委員が描いたものです。茂原市景観資源図に掲載している日本「さくらの名所100選」に選ばれている茂原公園、ランドマークとなっている市庁舎、赤と白のコントラストが映えるもしもしタワー、市内のまちなみが描かれた風景画です。